

判決年月日	平成２６年８月２７日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２５年（行ケ）第１０２７７号		
○ 「ろう付け用のアルミニウム合金製の帯材」という名称の発明につき，引用発明から容易想到であることを理由に審判請求を不成立とした審決は，誤りであるとして，取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条２項

（関連する権利番号等）不服２０１２－５０３９号事件，特願２００６－５４０５３０号公報，特開２０００－３０３１３２号公報

本願発明（２００６－５４０５３０号）は，窒素雰囲気下でのろう付け法におけるイットリウムの使用方法に関するものである。

審決（不服２０１２－５０３９号）は，本願発明と引用発明（特開２０００－３０３１３２号公報に係る明細書記載の発明）との相違点として，本願発明は窒素雰囲気下でのろう付け法によってろう付けされた部材を製造するための芯材用のアルミニウム合金製の帯材又は板材であるのに対し，引用発明は，真空雰囲気下でのろう付け法によってろう付け部材を製造するための芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材である点であることを認定し，同相違点につき，真空雰囲気下でのフラックスレスろう付け法用の引用発明に係る芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材を，管理された窒素雰囲気下でのフラックスレスろう付け法用の芯材用アルミニウム合金製の帯材又は板材として用いることは，当業者が容易になし得ることであると判断した。

争点は，進歩性判断の可否である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，審決を取り消した。

まず，原告は，上記相違点の認定の誤りを主張する。しかし，引用発明の認定は，本願発明との対比に必要な限度で基礎文献に記載された技術思想を発明として抽出すれば足りるのであり，本願発明において，イットリウムの使用の目的，作用効果は発明特定事項とされていないから，引用発明の認定においてイットリウムの使用の目的，作用効果を認定する必要はない。また，一致点として審決が認定している点を再度相違点として挙げる必要はない。よって，この点の原告の主張は理由がない。

しかし，相違点についての審決の判断は誤りである。本願出願時における技術常識として，アルミニウム合金ブレージングシートを使用してろう付けする際に，どのような成分組成のものが使用されるかは，通常，ろう付け法により決せられ，真空雰囲気下でのろう付け法と，管理された窒素雰囲気下でのろう付け法が，いずれも同じフラックスレスろう付け法であるとしても，これらのろう付け法において使用されるろう材，芯材は，通常，

区別されるものであるとされていたと認められる。したがって、真空雰囲気下でのろう付け法である引用発明において、芯材用アルミニウム合金にイットリウムを含有させることにより、ろう付けの際に生じるエロージョンを抑制することができるものであるとしても、管理された窒素雰囲気下でのろう付け法において、改善されたろう付け性が得られるかどうかは、試行錯誤なしに当然に導き出せる結論ではなく、上記相違点に係る構成を当業者が容易に想到し得たとはいえない。